

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 1 月 1 7 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 藤井事務局長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 13 内藤 正敏・19 草深 みつよ

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (賃貸借権)
- 報告第 6 号 買受適格証明願 (公売) について
- 報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
- 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
- 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
- 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について (別冊)

議 事 の 次 第

議 長 それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
13番 内藤 正敏委員、19番 草深 みつよ委員よろしくお願いします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 それでは、報告案件の説明をさせていただきます。
議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は26,088㎡で、その内訳は田が22,966㎡、畑が3,122㎡、でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから3ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は28,328.58㎡で、その内訳は田が21,735㎡、畑が6,593.58㎡、でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1、番号2 駐車場用地
でございます。
以上、件数は2件、面積は畑で、1,192㎡でございます。

5ページから6ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地	番号2、駐車場用地
番号3、長屋住宅用地	番号4、一般個人住宅用地
番号5、分譲住宅用地	番号6、進入用道路用地
番号7、分譲住宅用地	番号8、資材置場用地
番号9、太陽光発電施設用地	番号10、長屋住宅用地
番号11、番号12 駐車場用地	番号13、一般個人住宅用地
番号14、従業員用駐車場用地	

番号15、貸駐車場用地
でございます。

以上、件数は15件、合計面積は12,725.35㎡で、その内訳は田が9,689㎡、畑が3,034.27㎡、登記簿地目が宅地とあるものを他としまして2,08㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、番号3 太陽光発電施設用地
でございます。

以上、件数は3件、合計面積は畑で、3,129㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願（公売）について、でございます。

番号1から番号4 倉庫用地でございます。

これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産公売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が同時に添付されております。

以上、件数は4件、合計面積は畑で、17,71㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で、面積が198㎡、取得年月日は、平成7年4月1日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件 面積は畑で198㎡です。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、受人 _____、面積 112,388㎡、渡人 _____、面積 1,918㎡、申請地 雲出本郷町磯古_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,918㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り

受けるものです。

番号2、地区 大里、受人 _____、面積 9,092 m²、渡人 _____、面積 10,690 m²、申請地 大里野田町南所 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 4,951 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大里、受人 _____、面積 15,916 m²、渡人 _____、面積 6,083 m²、申請地 大里野田町若林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 200 m² 外2筆、合計面積 1,406 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大里、受人 _____、面積 15,916 m²、渡人 _____、面積 6,752 m²、申請地 大里野田町若林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,229 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 上野、受人 _____、面積 13,554.70 m²、渡人 _____、面積 3,452 m²、申請地 河芸町東千里川久保 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011 m² 外2筆、合計面積 3,096 m²。

これにつきましては、受人は渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安西、受人 _____、面積 9,593 m²、渡人 _____ 外1名、面積 3,160.06 m²、申請地 芸濃町萩野前川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 191 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から、自宅に近く耕作利便の良いことから、申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 安西、受人 _____、面積 9,725 m²、渡人 _____、面積 9,593 m²、申請地 芸濃町萩野西興 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 406 m²。

これにつきましては、受人は渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 明合、受人 株式会社 _____ 代表取締役社長 _____、面積 24,207 m²、渡人 _____、面積 4,165 m²、申請地 安濃町田端上野中川原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,025 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 明合、受人 _____、面積 90,560㎡、渡人 _____、面積 1,354㎡、申請地 安濃町戸島平塚____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 818㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は9件、合計面積は17,040㎡で、その内訳は田が13,564㎡ 畑が3,476㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出。

村澤委員 5番村澤です。別に何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号2から番号4、地区 大里。

草深委員 19番草深です。地元推進委員と、田中農業委員と私で見せていただきました。何も問題ないと思います。

議 長 番号5、地区 上野。

喜多委員 8番喜多です。地元推進委員と現地確認をしました。別に問題なしということで、事務局の説明通りでございます。よろしくお願いします。

議 長 番号6、番号7、地区 安西。

片岡委員 9番片岡です。今月10日の日に事務局、地元推進委員、農業委員で現地確認いたしました。問題ないということでした。

議 長 番号8、番号9、地区 明合。

海野委員 12番海野です。10日に地元推進委員、内藤農業委員、私と事務局と現地確認いたしました。何も問題なしという判断でした。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号9について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

喜多委員 8番の案件ですが、誰が営農する計画ですか。

海野委員 親会社が_____で、近くに株式会社_____という_____の子会社が営農します。

議 長 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することにいたします。

議 長 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 1, 108, 231.83㎡、貸人 _____、面積 2, 415㎡、申請地 雲出本郷町一ノ割_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 140㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する貸人から、5年間申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号2から番号11までは、借人が同一の法人となり、地権者ごとに申請書の提出がありますことから、議案としてそれぞれ計上しております。

なお、当案件の営農計画としては、借人である_____株式会社の担当職員2名が、営農に常時従事するべく、全面的に営農支援を受ける株式会社_____で栽培から出荷までの全工程に係る研修を数ヶ月受け、合計面積12, 439㎡の畑を30年間賃貸し、ビニールハウス1棟、約432㎡を10棟建設。水利は井戸水で、施設内の温度、日照量等を自動制御し、プランターのような箱の中で、有機培養土によりミニトマトを糖度別に5段階細分化し栽培すると共に、糖度別に契約をしている株式会社_____へ出荷する計画となっています。

それでは、番号2から番号11まで、状況に応じ省略しながら、順に説明させていただきます。

番号2、地区 安西、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、面積 2, 346㎡、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 918㎡。

これにつきましては、借人は、遠方のため営農を縮小する貸人から申請地を借り受け、新規営農するものです。

番号3、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 3, 803㎡、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 138㎡。

これにつきましては、貸人は、遠方により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号4、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 2, 787 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 249 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号5、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 5, 254 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 3, 122 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号6、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 2, 480. 70 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 2, 128 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号7、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 1, 870 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 487 m²。

これにつきましては、貸人は、遠方により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号8、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 1, 510 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 50 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号9、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 8, 905. 94 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 2, 415 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号10、地区及び借人は同上、貸人 _____ 外4名、面積 1, 396 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 172 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地を貸し付けるものです。

番号11、地区及び借人は同上、貸人 _____、面積 8, 066 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積 760 m²。

これにつきましては、貸人は、労力不足により営農を縮小するため、申請地

を貸し付けるものです。

以上、件数は１１件、合計面積は１３，５７９㎡で、その内訳は田が１，１４０㎡ 畑が１２，４３９㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当せず、かつ番号２から番号１１については、解除条件付きの契約が地権者と締結され、営農に従事する法人の職員が事業に常時従事することが認められるため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号１、地区 雲出。

村澤委員 ５番村澤です。地元推進委員と、事務局と現地を確認しました。何の問題もないということでした。

議 長 番号２から番号１１、地区 安西。

片岡委員 ９番片岡です。１０日の日に、事務局、地元推進委員、農業委員で確認いたしました。事務局の説明通りで何の問題もないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 _____さんは初めての案件ですか。

事 務 局 はい。

議 長 私からの提案ですが、事業者による新規営農ということで、どのようなやり方でどのようなスピードでやるのか、視察研修等があった帰りなど、皆さんで見学するというのはどうですか。

川邊委員 _____は、県下で初めての試みですね。_____の職員が農業に従事するわけですか。それとも株式会社_____が運営するのか。

事 務 局 _____が直営で営農します。_____を立ち上げておりまして、株式会社_____は技術支援です。事業の多角化のために、津市内で農地を探していた経過がありました。今回、芸濃で適地が見つかったということです。

川邊委員 場所はどこらへんですか。

事 務 局 _____の南側です。

川邊委員	いい場所ですね。
議 長	後継者不足と離農者の増加ということで、津市内でやってもらうのはなにより良いことです。ありがたい地域貢献事業ですな。
守山会長	津市でやってもらうということがありがたい。
議 長	番号1から番号11について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 栗真、申請者 _____、申請地 栗真小川町南浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 288㎡ 外1筆、合計面積 299㎡。 これにつきましては、都市計画法第29条の許可を取得した上で、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町楠原口広_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 552㎡。 これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、平成6年頃に耕作不便で苦慮していたため杉を植林し、これまで山林として管理してきた旨の、始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町楠原口広_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 99㎡。 これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和47年頃に耕作不便で苦慮していたため桜やケアキを植林し、これまで山林として管理してきた旨の、始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件、合計面積は950㎡で、その内訳は田が651㎡、畑が299㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真。

坂野委員 21番坂野です。1月10日に事務局と、地元推進委員と現地確認いたしました。特に問題ないと思われます。

議 長 番号2、番号3、地区 明。

牧野委員 10番牧野です。10日に現地確認いたしました。水が入らんということで、植林されていまして。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページから14ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町久 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 115㎡ 外1筆、合計面積 303㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、近隣で自己が営む電気工事業の資材置場用地とするものですが、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、435.09㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.

0 %になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外4名、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現
況地目とも田、面積195㎡ 外5筆、合計面積 1,207㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、483.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.
1 %になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫
町塚垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 297㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自己が
営む農機具販売に関する、農機具を保管するための倉庫用地とするものですが、
平成15年頃に農業用倉庫を建設し、これまで農業用倉庫として使用してきた
旨の始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町北
黒田大谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積59㎡ 外3筆、合計面
積 1,168㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、605.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.
8 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 芸濃町棕本巾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 109㎡。

これにつきましては、農機具及び農業用機械の修理・販売業を営む受人が、
渡人より申請地を譲り受け、農機具置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 村主、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____
外2名、申請地 安濃町浄土寺三反田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 208㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を約5台
分の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 村主、受人 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、
申請地 安濃町浄土寺コメガイ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1

10㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を約4台分の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町大塚向山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 248㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を南側にある自己所有地への進入用道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積845㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の71.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は5,506㎡、このうち田が4,264㎡、畑で1,242㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚。

田村委員 3番田村です。1月10日に現地確認を行いました。地元推進委員も特に意見は無く、事務局説明通りでした。よろしくお願いします。

議 長 番号2、番号3、地区 高茶屋。

村澤委員 5番村澤です。10日に地元推進委員と現地確認いたしました。別に何の問題も無いということでしたので、よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 雲出。

村澤委員 5番村澤です。これも何の問題も無いということでした。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 黒田。

喜多委員	8 番喜多です。10 日の日に、会長、部会長、事務局に来てもらいました。何ら問題なく、事務局の説明通りでございました。よろしくお願いします。
議 長	番号 6、地区 棕本。
牧野委員	10 番牧野です。現地確認したところ、何の問題も無いということでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 7、番号 8、地区 村主。
内藤委員	13 番内藤です。10 日に地元推進委員とともに現地を確認いたしました。何の問題も無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 9、地区 明合。
海野委員	12 番海野です。1 月 10 日に地元推進委員、農業委員、事務局と現地確認いたしました。何も問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。
議 長	番号 10、地区 香良洲。
村澤委員	5 番村澤です。地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。何の問題も無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 10 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 4 号については、許可をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15 ページをお願いいたします。 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
	番号 1、地区 大里、借人 _____ 有限会社 代表取締役 _____、 貸人 _____ 外 1 名、申請地 大里窪田町深ケ _____、台帳地目 田、 現況地目 雑種地、面積 390㎡ 外 3 筆、合計面積 1,121㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に 20 年間の賃貸借権を設定し、 申請地を駐車場用地とするものですが、既に昭和 61 年頃より、この目的で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 河芸町三行狭間之脇 _____、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 426㎡ 外2筆、合計面積 770㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、
申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、554.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の72.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,891㎡、このうち田が1,121㎡、
畑で770㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里。

草深委員 19番草深です。1月10日に会長、事務局、地元推進委員の方に来ていた
だきまして承諾しておりますので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 黒田。

喜多委員 8番喜多です。地元推進委員に来てもらいまして現地確認を行ったところ、
何の問題も無いと言うことで、事務局の説明通りですので、よろしくお願いし
ます。

議 長 番号1から番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言があり
ました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定い
たします。

議 長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上
権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、
でございます。

番号1、地区 棕本、受人 _____ 株式会社 代表取締役社長 _____
、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本北沢_____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 1, 482 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、440.00 m²、パネルの設置率は、申請地の形状がかぎ形で不整形地であるため、有効面積1,200 m²に対し、36.7%となりますが、申請地全体をフェンスで囲い、一体的に太陽光発電施設として管理していくことが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で、1,482 m²でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 棕本。

牧野委員 10日の日に会長、部会長、事務局と現地確認いたしました。何も問題ありません。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____、台帳地目 田、現況地目
雑種地、面積 1,011 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を資材置場用地とするものですが、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で、1,011㎡でございます。
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出。

村澤委員 5番村澤です。10日に地元推進委員、事務局と現地確認しました。何の問題もないと思います。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 続いて議案第8号 特定農地貸付承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
まず、当案件は通常あまり申請がないことから、お手元に参考として、農林水産省のホームページに掲載されている市民農園に関する資料を、必要な部分のみ抜粋したものを配布させていただきましたので、後ほどご一読願います。
それでは、説明をさせていただきます。
議案第8号 特定農地貸付承認申請について、でございます。

番号1、地区 栗真、対象農地 栗真小川町大門____、台帳地目・現況地目とも畑、面積900㎡ 外1筆、合計面積 1,448㎡。

開設主体 NPO法人 _____ 代表 _____、貸付期間 1年間、募集及び選考方法は、一般公募により抽選にて決定、貸付区画数28区画、1区画当たりの面積30㎡、1区画当たりの貸付料 年額6,000円。

以上、件数は1件、面積は畑で、1,448㎡でございます。

これにつきましては、農地を借りる法人が主体となっていく市民農園の開設で、特定農地貸付の承認申請でございます。

市民農園の適切な管理運営及び周辺農地に対する被害防除等について定めた津市長との貸付協定、利用者への貸付条件等を定めた貸付規程などが添付され

ており、その内容につきまして、農地の位置及び規模、利用者の募集・選考の方法、貸付の条件等は適切で、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に規定される承認の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真。

坂野委員 21番坂野です。10日に現地を確認いたしました。農地として利用されており、農園として利用するのに問題ないと思います。

草深委員 その農園のそばで私どもは田んぼを作っているのですが、時折この周辺で農道に車を置いて、通行に支障がある場合があります。駐車場の管理をちゃんとしていただけるのでしょうか。

議 長 営農する面積は減るけど、敷地内に駐車場を作ること。公道に駐車しないよう指導を頭に置いておいて下さい。

守山会長 市民農園に関する協定は、市と締結していませんか。

事務局 市と協定及び営農に関する覚書が締結されており、この中で市民農園は周りの農地に迷惑をかけない旨の条文がありますので、駐車に関し指導してきます。
なお、この締結は市とされているものであることから、担当部局に申し伝えたいと思います。

守山会長 トイレはどうなる。

事務局 計画では、設置予定がありません。

議 長 番号1について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、承認することに決定いたします。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定について、でございます。

資料の２枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で１３５，４３５．９１㎡、契約件数は６１件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借のみで１７，４６５㎡、契約件数は８件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１１１，９７８．８４㎡、畑の賃貸借、使用貸借で２，７１０．３㎡、契約件数は２９件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借のみで１４，９３５㎡、契約件数は２件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借のみで５，８４８㎡、契約件数は６件でございます。

香良洲地区につきましては、契約ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて２８５，６６２．７５㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて２，７１０．３㎡、合計契約件数は１０６件、合計面積は２８８，３７３．０５㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区１７件、河芸地区６件、安濃地区２１件で合計４４件、合計面積は１５９，７８６㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で４１．５％、面積で５５．４％となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第３１条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号５０、ほか１件についてです。

____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号57、ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第9号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時53分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____